



WAKAMATSU  
OFFICE

# 若松税理士事務所通信

令和 6年 5月号 No.131

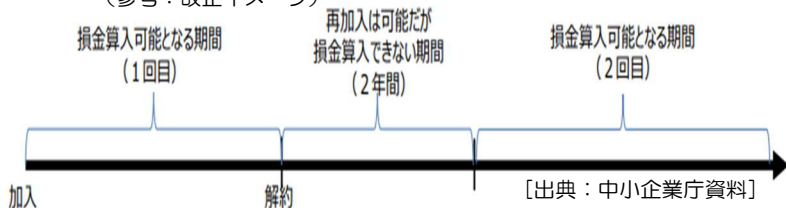
## <ごあいさつ>

今年のゴールデンウィークは、いかがお過ごしだったでしょうか？皆様は、どこか旅行に行かれたり、故郷へ帰省されたり、休息を取られたりと、思い思いに過ごされたことと思います。連休明けは、気持ちを切り替え、また頑張っていきます。

## <経営セーフティ共済に関する税制改正>

令和6年度の税制改正大綱により、経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)が改正されました。令和6年10月1日以降に解約をした場合には、その解約の日から2年間は掛金を損金又は必要経費に算入することができません。今後、新規契約・解約・再加入を検討されている場合にはご注意ください。

(参考：改正イメージ)



### 【経営セーフティ共済の安心の4つのポイント】

#### ①無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額です。

#### ②取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

#### ③掛金の税制優遇で高い節税効果

掛金月額額は **5,000円～20万円まで**自由に選べ、**増額・減額**できます。なお、掛金の**前納・掛止め**も可能です。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できるので、節税効果があります。⇒※法人が損金に算入する場合及び個人事業主の方が必要経費として算入する場合には、一定の条件があります。また、**1年以内の前納掛金**も払い込んだ期の損金または必要経費に算入できます。

## ④解約手当金を受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。⇒※法人の場合は益金の額、個人の場合は事業所得の収入金額となります。

## <5・6月の税金関係>

- ① 3月決算の確定申告・9月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 自動車税の納付…5月末日
- ④ 源泉所得税(納特)の納付…7月10日まで
- ⑤ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出…7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新…7月10日まで

## <若松家の出来事>

現在、長男(小6)、次男(小5)、長女(小2)、三男(年中)の父親として育児に奮闘しております。

4月は巖流島リレーマラソン(1周1.4Km×30周)に参加してきました。あいにく途中から雨でしたがみんな最後まで頑張りました。私は1周でダウンです…。また竹の子掘りでは、子供達の活躍で沢山掘れました。今後も諸先輩方には色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市山の田中央町 4-17  
電話：083-242-1448  
FAX：083-242-1449  
E-mail：info@wakamatsu-office.com  
HP：www.wakamatsu-office.com

